

令和7年皆野町農業委員会第12回定例総会議事録

1. 開催期日 令和7年12月24日(水)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時39分
4. 閉議時刻 午後 2時05分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：12人・欠席者：1人・欠員1人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤 克	出席	11	浅見寿太郎	出席
2	真下一正	欠席	12		
3	葦原義人	出席	13	中畦泰男	出席
4	大濱英一	出席	14	浅見幸弘	出席
5	四方田順造	出席	皆野	丸山真守	出席
6	若林雄一	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	横田和子	出席	金沢	山口勝久	出席
8	四方田克己	出席	日野沢	新井英信	欠席
9	東 光義	出席	三沢	山口典男	出席
10	田島一男	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

3件

8. 事務局 三橋博臣、宮島久枝

9. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。本日は、令和7年皆野町農業委員会第12回定例総会に、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

既にお手元に配付の次第及び議案に基づきまして会議進行してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、最初に会長あいさつ。浅見会長、お願いします。

浅見会長

皆さん、こんにちは。ちょっと、しとしとというか、少し雨が落ちているようですが、この後いろいろ計画もしているようですから、何とか小降りになって、作業ができると安心なんです。

今日は傍聴の方がいらっしゃるということですが、どうも、私来年度で委員経験20年になるのですが、一回もありませんでしたし、その前も多分町の農業委員会の中で傍聴の方が入ったというのは一回もなかったのだらうと思います。先ほど事務局長も話したとおり、これをきっかけに内容的なことも一般の方に聞いていただけるような内容でいければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、特にあまり意識をせずに、通常の農業委員会をやっていたらいいかなと思います。今日の議案のほうをよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

続いて、次第3の議案に入ります。

議事の進行につきましては、浅見会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

浅見会長

それでは、しばらくの間進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願ひします。着座で失礼をいたします。

ただいまの出席委員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年皆野町農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、2番、眞下一正委員、農地利用最適化推進委員、日野沢区域担当、新井英信委員の2名でございます。

次に、議事録署名人に、1番、齊藤克委員、それから3番、葦原義人委員をご指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

それでは、異議ないものと認めます。

よって、議事録署名人に、

1 番、齊藤克委員

3 番、葦原義人委員にお願いをいたします。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、3 件を議題といたします。番号 1 について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

それでは、事前にお配りしております議案書の 1 ページ目をお開きください。議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第 5 条の規定により、農地の申請があったので意見を求める。令和 7 年 1 2 月 2 4 日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。

番号 1 についてご説明いたします。借受人、貸付人及び土地の表示は記載のとおりとなります。

転用の目的は自己用住宅で、資料 5 ページにお示ししましたとおり、農振除外の通知、1 1 月に出ております、を受けてすぐの 5 条申請ということになっております。

権利の設定は賃貸借設定で、農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。

都市計画区域との関係は、都市計画区域外です。

1 2 月 1 8 日に大淵の農業委員さんが不在のため、横田和子委員にお願いして現地調査を行いました。宅地と農地に囲まれており、接道からの進入路がないと申請地まで車の進入ができない立地となっております。

4 ページの配置図に進入路、赤道の記載がございますので、ご参照ください。4 ページの下部の公道という大分狭いところなのですが、それが赤道になっておりまして、今回の申請が赤枠で囲ってあるところなのですが、進入路を含んだ形になっております。この図で見ると上部が接道になりますが、これは〇〇〇農園へ至る道です。

転用理由は、現住所が手狭であること、隣地の家族と協力し合っている生活を希望しているため、申請地を選定したということになります。

農地の状況、畑。

地区担当農業委員、7番、横田和子委員。

また、現況写真を本日お配りしておりますので、併せて御覧ください。

以上となります。

浅見会長

農業委員として地区担当の7番、横田和子委員に対象農地の状況について説明を求めます。

横田委員。

7番  
横田委員

先日、事務局の方と〇〇の現場のほうを確認に行ってきました。ただいま事務局のほうで内容的なものは説明していただいたので、あとは皆さんで確認していただければいいかなと思います。

ただ、1号議案の2ページ目の案内図で、先ほどもちょっとお話が出たのですが、〇〇から〇〇のほうに向かいまして、県道を挟んで〇〇〇〇〇〇とか〇〇〇とか、その反対方向で川のほうに向かっている現地となっています。〇〇〇農園という町民農園ですか、そういったものも近隣にある場所です。

今回のこの申請は自己用住宅ということなのですが、面積が畑632なので、このうち77㎡が進入路となっていて、自己用住宅の転用基準が500㎡以下ということになっておりますが、その632のうち77が進入路であるので、宅地部分が555と若干多いのですが、ここはやむを得ないかなというふうに判断しました。

近隣の農地への影響も特にないかなというふうに判断しましたので、今回皆様のご協議をいただきたいと思っております。

以上です。

浅見会長

説明が終わりましたので、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。

浅見委員。

14番  
浅見委員

進入路なのですが、配付の現地写真のナンバー1のコンクリート舗装になっているところがこの進入路になるのでしょうか。それとも、そのわきに新たにできるのか、その確認をしたかったのですが。

浅見会長

事務局、お願いします。

事務局

では、すみません。これ、農振除外までさかのぼっての説明になるのですけれども、ちょっとお聞きください。

こちらの接道のところはもう舗装されているように見えるという、この舗装のところは、おっしゃるとおり進入路になります。この農振除外、11月に許可が出ましたというふうに先ほど申しあげましたけれども、一旦これは許可が下りた農振除外のものを、また計画変更があったということで戻して、戻してからまたさらに農振除外の手続をしたということになっておまして、実は1回目の農振除外時には、隣地家族の5条申請と同時進行で、5条申請許可後次の段階に移って大丈夫という状況のときに、それを造ってしまったというような状況になっております。その後に農振除外編入をやったので、農振除外前に何か道ができてしまっているような状況に見えますけれども、道を造った当時は除外されていて大丈夫だったということで、すみません、そのことで先に道ができてしまっているような状況になります。以上になります。

浅見会長

よろしいですか。

14番  
浅見委員

舗装の中に既に排水、給水は入っているということで。水道管とかはもう既にこの中に入っているということでいいわけですね。これをコンクリートを壊してまた入れ直すわけではなくて。

事務局

はい、そうです。もともと入っているという状況です。

14番  
浅見委員

はい、分かりました。

浅見会長

よろしいですか。

14番  
浅見委員

はい。

浅見会長

ほかに何かございますか。特にはよろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほうは以上とさせていただきます、これより採決をいたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、番号2について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局。

事務局

それでは、皆様のお手元の議案書の6ページ目をお開きください。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、農地の申請があったので意見を求める。令和7年12月24日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。

番号2についてご説明いたします。借受人、貸付人及び土地の表示は記載のとおりとなります。

転用の目的は駐車場です。

権利の設定は貸借権設定。

農地区分は第2種区分と判断しました。

都市計画区域との関係は、都市計画区域外となります。

こちらは既に待避所として使用している場所になっておりまして、始末書が11ページでございます。また、8月に審議しました駐車場の一体化利用の5条申請に関連した案件となっております。転用理由も同様に、大型トレーラーダンプ購入による駐車場設置となっております。

農地の状況、畑。

地区担当農業委員、6番、若林雄一委員。

現況写真を本日お配りしております。併せて御覧ください。

以上となります。

浅見会長

農業委員として地区担当の6番、若林雄一委員に対象農地の状況について説明を求めます。

若林委員。

6番  
若林委員

6番、若林雄一です。12月22日、月曜日なのですけれども、事務局の宮島さんと現地を確認させていただいて、そのときに確認したのですけれども、前回8月にこの地域の、9ページですか、道路に面

する申請場所があるのですけれども、その奥利用、8月の時点で申請を出されていまして。今回そういうことになったのは、地目のほうの関係がよく分かっていなかったという部分があると思うのですけれども、それで申請が上がってきたと思うのですけれども、次の12ページのもう一つの議案も同じ場所なのですけれども、先にこの部分を一応皆さんに審議していただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

浅見会長

説明のほう終わりましたので、これより本件に対する質疑を行います。

質疑がございましたらお願いいたします。特にありませんか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、番号3について審議します。

事務局に議案朗読、説明を求めます。事務局、お願いします。

事務局

それでは、お手元の議案書12ページ目をお開きください。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、農地の申請があったので意見を求める。令和7年12月24日。皆野町農業委員会会長、浅見寿太郎。

番号3についてご説明いたします。借受人、貸付人及び土地の表示は記載のとおりです。

転用の目的は駐車場で、権利の設定は貸借権設定。

農地区分は第2種農地と判断しました。

都市計画区域との関係は、都市計画区域外となります。こちらは赤道の町道の間に取り残されたような立地でございます。先ほどの番号2と同じく、8月に審議した駐車場の一体化利用の5条申請に関連した案件となっております。

転用理由も同様に、大型トレーラーダンプ購入による駐車場設置となります。

農地の状況、畑。

地区担当農業委員、6番、若林雄一委員。

現況写真を本日お配りしております。併せて御覧ください。

以上でございます。

浅見会長

農業委員として地区担当の6番、若林雄一委員に対象農地の状況について説明を求めます。

若林委員。

6番  
若林委員

6番、若林雄一です。先ほど1号議案番号2で説明して承認いただいた部分とほぼ続きの部分になるというか、その部分を一応改めてまた申請をとということなので、同じような感じには見えますけれども、一応区分でそういうことになっておりますので、よろしくお願ひします。

浅見会長

それでは、説明が終わりましたので、本件に対する質疑をお受けしたいと思います。質疑がございましたら。

事務局

1点補足。

浅見会長

補足を事務局のほうからお願いします。

事務局

すみません。15ページの配置図を御覧いただければと思います。既に6番、若林委員から説明があったとおりなのですが、今年の8月に農地転用の許可が5号の転用の許可申請だけできた案件と同じ場所です。そのときは、今回だいたい、オレンジ色みたいな形で色がついているところも、そのときの議案の農地に含まれている。そこまで、町道ぎりぎりまで一体開発をするので、そこまでが8月に出てきた5号の申請、それから農振除外の申請だというふうに事務局も思っていたのですが、実はそのときの農地はまだ今の町道まで達していなくて、今の町道と農地の間に旧赤道が残っていて、その旧赤道と今の町道の間に取り残された農地があったのを、申請者、それから農業委員会の事務局それぞれが見落としていたみたいな形になります。ですので、転用の可否については、8月の議案に出てきたものと同様にお考えいただければというふうに思っています。

なお、8月の案件と今回の案件の間にある旧赤道ですけれども、管

理は本町の建設課になります。建設課とは、ここの必要な部分については分筆をし、払い下げる方向で検討を進めているという形になっております。

補足、以上です。

浅見会長

今補足もしていただきました。それも含めまして、質疑がありましたらお受けしたいと思います。

田島委員。

10番  
田島委員

私もよく分かっていないのですけれども、細かいところが、なかなか気づかずに駐車場、駐車場、広がってしまったとか、そんなふうな感じで今に至っているように思うのですけれども。ほかにこれ、細かいところであるようなという。ほかにはもうないということで確認はをされているのか、していないのか。何かこれ、ちょっとありそうな感じがしてですね。

浅見会長

はい。

事務局

では、お答え申し上げます。

当初この図面を見たときに、農業委員会事務局、それから赤道を管理する建設課でも結構時間をかけて協議というか、検討したのですが、どういう検討をしたかという、今の町道、改良した町道は赤道の上まで来ているのかという意見と、いやいや、やっぱりここは細かく分筆してあるので、赤道があって、さらにその外側が改良しているところで、この残地は今でも確かに残っている、道路になっていないという2つの意見がありました。

それぞれの土地、細かく分筆もされていますので、その時期だとか目的だとかということを一箇一箇検証していったら、今の改良済みの町道の内側にまだ赤道は残っている。そして、その赤道と今の町道の間はこの今回の申請になった土地は残っているということが確認をされました。なので、これに関する、ほかにも細かく分筆されていますけれども、そこも併せて検証しているので、もう残っている農地はここのみということで、建設課と併せて確認をしました。

10番  
田島委員

分かりました。そしたら、ここの敷地関係ではもう全部確認をいただいて、再度申請しないといけないのか。使われ方にあったようなところはもうないということによろしいですか。

事務局

と考えております。

9番  
東委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

浅見会長

ほかに何かございますか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

出席委員

(はいの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほうを以上とさせていただきます、これより採決をいたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で審議いただく議案は全て終了をいたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。